

アレルギー物質を含む食品の表示について

～「えび」と「かに」の表示が義務化されました～

アレルギー表示制度に改正があり、表示を奨励する品目であった「えび」と「かに」が、平成20年6月3日から、表示をしなければならない品目になりました。

また、平成25年9月からは、アレルギーの特定原材料に準ずるものとして、「ごま」と「カシューナッツ」が追加されましたのでお知らせします。



アレルギー表示の対象品目

アレルギー物質	原材料名
表示が義務づけられているもの (特定原材料)	小麦、そば、卵、乳、落花生、 <u>えび</u> 、 <u>かに</u> 計7品目
表示を推奨しているもの (特定原材料に準ずるもの)	あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、バナナ、ごま、カシューナッツ 計20品目

特定原材料の「えび」と「かに」の範囲（日本標準商品分類より）

特定原材料	表示対象となる食品
えび	くるまえび類（くるまえび、たいしょうえび等）、しばえび類、さくらえび類、てながえび類、小えび類（ほっかいえび、てっぽうえび、ほっこくあかえび等）、その他のえび類、いせえび類、うちわえび類、ざりがに類（ロブスター等） ※その他の甲殻類に分類される「しゃこ類」、「あみ類」、「おきあみ類」は表示の対象外となっています。
かに	いばらがに類（たらばがに、はなさきがに、あぶらがに）、くもがに類（ずわいがに、たかあしがに）、わたりがに類（がざみ、いしがに、ひらつめがに等）、くりがに類（けがに、くりがに）、その他のかに類

アレルギー表示を正しく行うために

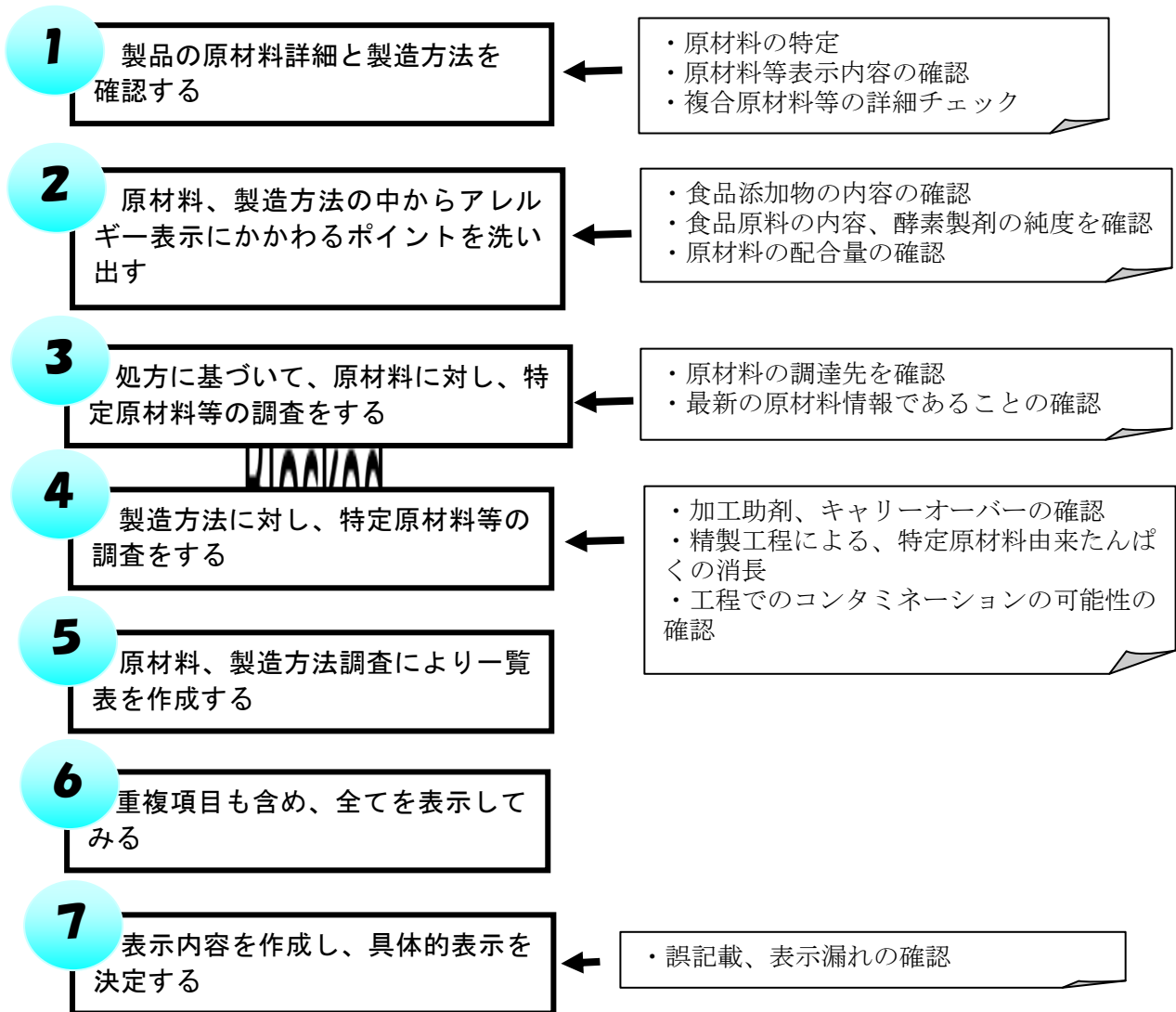
アレルギー表示が不備となってしまう原因には、次のようなものがあります。

- ・ 原材料として使用された特定原材料の記載漏れ
- ・ 原材料の中に含まれていた特定原材料の記載漏れ
- ・ 原材料変更時の表示訂正漏れ
- ・ 他製品と包装（表示ラベル）を間違え、必要な表示が欠落

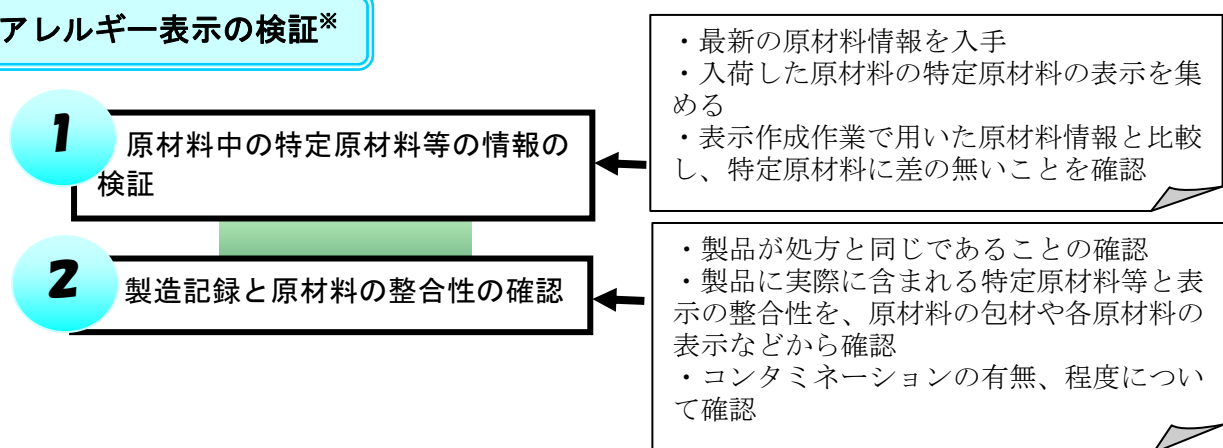
裏面の「アレルギー表示の作成手順」を参考として、記載漏れの無いよう表示を作成するとともに、混入や包装の取り違いが起こらないよう管理を行いましょう。

日ごろからアレルギー物質に関する記録を整備し、
情報を正確に把握しておくことが必要です。

アレルギー表示の作成手順*



アレルギー表示の検証*



※消費者庁作成「アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック」（平成 26 年度改訂版）P24 より
抜粋

アレルギー物質を含む食品の表示についてのお問い合わせ

・〇〇〇福祉保健センター生活衛生課 電話 〇〇〇—〇〇〇〇、FAX〇〇〇—〇〇〇〇
詳しい情報は・・・

・消費者庁ホームページ「アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック」

<http://www.caa.go.jp/foods/qa.html#m01>

